

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年1月24日定例教育委員会が、一宮市立大和南小学校ふれあいルーム1に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

- 第1号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育委員会関係分）
- 第3号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第4号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 第5号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について
- 第6号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について
- 第7号議案 平成26年度教育費当初予算の要求について

2 出席委員

河合委員長 關戸委員 光寄委員 小川委員 中野教育長

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

服部教育文化部長 太田教育文化部次長 杉山中央図書館長 土本博物館長 高崎総務課長 石原学校教育課長 内田学校給食課長 野田生涯学習課長 吉田スポーツ課長 安達教育指定管理課長 志知図書館事務局長 神田博物館事務局長

5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

平松総務課副主監 平野総務課主査

6 傍聴者

無

会 議 て ん 末

委員長（午後1時30分委員長席に着席、開会を宣言）

ただ今から、1月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を小川委員と光寄委員のお二人をお願いいたします。それでは、12月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各 委 員

異議ありません。

委員長

ご異議がないようでございますので、12月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第1号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をお願いいたします。

野田生涯学習課長

第1号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市中央公民館の位置変更を市長に申し出るため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

建て直すということですか。

野田生涯学習課長

一宮市の場合、中央公民館という建物はございません。生涯学習課の執務場所を中央公民館と呼称し、具体的には、市民会館で中央公民館事業として講演会などの事業を行っているものです。木曾川庁舎に事務所がありましたので木曾川庁舎の位置にしておりましたが、事務所が本庁舎に移転するというので本庁舎の位置に変えるということでございます。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第1号議案 一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり可決いたします。続きまして、第2号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について(教育委員会関係分)、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第2号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について(教育委員会関係分)、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、地域主権改革一括法(第3次一括法)の施行に伴い、条例で定めるものとされている事項に関し必要な事項を定めるために、本案を市長に申し出るため本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員長

表現が違うだけで内容そのものに大きな違いはないということですか。

野田生涯学習課長

その通りでございます。社会教育法の新旧対照表にございますように社会教育法第15

条の第2項でどんな方に委嘱するのかということが明確に書かれており、法によって委嘱基準が定められておりました。新しい法の中では第15条からその部分の条文をなくし、委嘱の基準を定める第18条の中で条例で定めればよいということになりました。ただ、委嘱の基準については、文部科学省令で定めるいままでと同じような内容の基準を尊重しなさいということですので実質的には何も変わっておりません。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第2号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育委員会関係分）原案どおり可決いたします。続きまして、第3号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の制定について、第4号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について一括で審議をいたしますのでご説明をお願いします。

安達教育指定管理課長

第3号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の制定を一宮市長に申し出るため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）続きまして、第4号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例施行規則を制定するため、本案をするものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

委員

アイプラザー宮が県から譲渡されるのは正確にはいつですか。

安達教育指定管理課長

平成26年4月1日に譲渡を受けるということになっております。県のほうでは県の施設の廃止につきまして、2月議会で施設の廃止が議会で審議されることになっております。

委員

平成26年4月1日以降平成27年4月1日までは運営の主体はどこになりますか。

安達教育指定管理課長

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間は閉館という形で、その間に施設内の整備や管理者の選定を行わせていただく予定でございます。

委員長

他に何かございませんか。

委員

第8条にある使用許可の取消し等の運営に関する規定は、現在ある施設と内容は同じ規程であるということによろしいですか。

安達教育指定管理課長

申し込みの期日等すべて現在の運用をそのまま踏襲させていただいております。

委員長

他に何かございませんか。

委員長

利用料金は新しくなりましたか。

安達教育指定管理課長

利用料金表は二通りございました。もともとこちらの施設は勤労福祉会館ということで勤労者のための福利厚生施設という目的でございましたので、通常の一一般の料金とその料金の約70%の金額の労働組合等が使用する場合の料金と二通りでございました。市に移管後は市民のための施設ということで一般の利用者のみの利用となりますのですべてそちらの方に統一させていただきました。金額については、現行の金額をそのまま踏襲しております。

委員長

他に何かございませんか。

委員

1年間使えないということであると市民からすると非常に残念に思います。県から無償譲渡を受けるということはもっと早く分かっていたのですか。この1年間はどのようなことですか。

安達教育指定管理課長

こちらの譲渡については、随分前から分かっておりました。もともと勤労者施設は経済部関係の所管でございまして、一宮市でも経済部が窓口となって一宮市として受け入れるかどうかという検討をしており、平成22年度にこの施設を教育関係の施設という位置づけで譲渡を受けて活用していきましようということになりました。その際の条件と致しまして、今のホールや体育室はそのままの形で利用して地域のために今までと同等の施設として活用してくださいということでした。3階部分については、宿泊室があって宿泊できるようになっておりますが、一宮市としては宿泊室をなくして新たに教職員のための研修施設に改修して利用することとしました。また、こちらの施設の管理運営にあたりまして民間事業者をここに入れて効率的な管理運営を行っていくということで指定管理者制度を導入することとしました。指定管理者制度を導入すると選定につきましてもどんなに短くても8か月から9か月必要で、選定後に議会の承認を得て初めて指定管理者が決まってきます。工事は3階部分だけですが、最上階を直しますと下の階に振動等の影響があり、工事の間も直営では運営しにくいということがあり、たいへんご迷惑、ご不便をお掛けしますが1年間の閉館とさせていただきます。

委員

施設が1年間使えないということは民間では考えられない状態だと思います。なんとかならなかったのでしょうか。

服部教育文化部長

譲渡を受けるということは早くに決まっておりました。ただそれに伴う修繕を行わなければいけないということは当然発生してまいりました。まずは県が修理を今年度に行っております。できればそれにあわせて3階部分の宿泊室を教育センターにすることをあ

わせてやっていただければそういった期間を設けずに移管と同時にスタートできますが、それを県の費用でやっていただくことができない、市はまだ譲り受けていない状態の中で工事もすることができないというような状態でありました。民間であれば渡す側、譲り受ける側のどちらで修繕をするかを話し合いの中で決めることができますが、市で活用する部分については市の予算で賄ってくださいという条件ですので、市に移管されてから予算を通して修理にかかるということでございますのでそのあたりはどうしても民間のようにはいかないのが現状であり、1年間猶予をいただくこととなりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

他に何かございませんか。

委員

教員の研修用の施設として活用するということですが、いままではどこで行って見えましたか。

石原学校教育課長

いろいろな研修については市の施設、例えば尾西生涯学習センター、木曾川庁舎、一宮地域文化広場などで行っておりました。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第3号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例の制定について、第4号議案 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について原案どおり可決いたします。続きまして、第5号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、ご説明をお願いします。

野田生涯学習課長

第5号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

委員長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第5号議案 一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第6号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

石原学校教育課長

受付番号第36号から第40号について後援内容説明。

野田生涯学習課長

受付番号第72号から第75号について後援内容説明。

吉田スポーツ課長

受付番号第49号から第55号について後援内容説明。

委員長

何かございませんか。

委員

学校教育課受付番号第39号で許可基準が(7)ですが、許可基準の(3)市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業に該当しませんか。

石原学校教育課長

今回初めて申請のあった団体で検討した結果(3)ではなく(7)と判断させていただきました。一宮交通モニター会は、歴史はあり以前から活動されていますが、こういった申請が一切なかったので今回は(7)にさせていただきました。(3)にあたるものであれば今後検討させていただきます。

委員

新しく初めて行う事業については許可をするにあたり注意が必要になります。その団体が市内で公共的な役割を果たしているのであれば、その団体の認定をしっかりとすればより判断が容易になると思います。基準をもう一度きちんと整理していただきたいと思っています。

高崎総務課長

もう少し整理させていただきます。

委員長

他に何かございませんか。

委員

学校教育課第38号について、申請者および内容をもう少し詳しく教えてください。

石原学校教育課長

T O S Sというのは教育関係の中でよく出てくる言葉です。日本語に直すと教育技術法則化運動といい、これを英語文字にしてその略称をT O S Sと呼んでおります。T O S Sとは、もともとは向山洋一さんという教育指導法の法則運動の先駆者を代表として教師の教育技術についての方法を提唱する集団で、全国的な組織となっておりいろいろな指導マニュアルを作成しております。T O S S瑞穂というのはこのT O S Sの運動を推進している団体です。T O S S瑞穂からは毎年のように後援名義の申請が出ております。昨年平成25年2月に同じ名称で後援名義の申請が出ております。また、今年度でいえば6月に夏休み子どもわくわく体験教室という名称で申請が出ておりました。今回の4月スタートダッシュで信頼を勝ち得る！新学期準備講座の対象者は教員で、4月の始業式からの最初の3日間で学級の仕組みや立ち上げをしようということを講義形式で子どもたちや保護者にどのような指導を行うかを紹介する教員向けの研修と聞いております。

委員

今までの実績で一宮市の教員がどれくらい参加しているか分かりますか。

石原学校教育課長

プライベートな研修ですので人数把握は行っておりません。

委員長

他に何かございませんか。

中野教育長

スポーツ課第55号についてですが、第4回ICC・FUMACUPとありますが、FUMACUPの名前の由来を教えてください。

吉田スポーツ課長

FUMACUPのFUMAは愛知県ドッジボール協会の副会長が夫馬さんで、この方は一宮市ドッジボール協会の顧問もされてみえる方です。その方の名前をとってFUMACUPとなっております。

委員長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

委員長

全員賛成ですので、第6号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。続きまして、第7号議案 平成26年度教育費当初予算の要求については、秘密会として、審議いたします。

秘密会による審議（原案どおり可決）

委員長

全員賛成ですので、第7号議案 平成26年度教育費当初予算の要求について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報告事項

吉田スポーツ課長

タワーパークマラソンについて

神田博物館事務局長

はしもとみお展(美術館)について、博物館臨時休館について

その他

高崎総務課長

2月・3月・4月・5月・6月の定例教育委員会の日程について、小中学校卒業式について、辞令伝達式について

閉会宣言

委員長

これをもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

委 員

委 員